

「学校において予防すべき感染症」にかかる報告書

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

京都府立鳥羽高等学校長 様

_____ 年 _____ 組 _____ 番 _____ 生徒氏名

_____ 保護者氏名

1. 感 染 症 名 _____

2. 発 症 日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日(_____)

3. 解 熱 (軽 快) 日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日(_____)

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の場合のみ記入してください。

4. 欠 席 期 間 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日(_____) (_____)限から

_____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日(_____) (_____)限まで

* 必ず保護者が作成してください。

* 出席停止基準については裏面を参照してください。

出席停止期間の基準について

1 インフルエンザ

出席停止基準の「発症後5日を経過、かつ解熱後2日を経過するまで」の日数の数え方

(例)

発症 0日目	発 症 後				
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
発症 (発熱)	解熱 1日目	解熱後 2日目	解熱後 1日目	発症後 5日目	7日目
出 席 停 止					
発症 (発熱)	発熱	発熱	解熱 1日目	解熱後 2日目	登校可能
出 席 停 止					
登校可能					

2 新型コロナウイルス感染症

出席停止基準の「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」の

数え方

(例)

発症 0日目	発 症 後				
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
発症 有症状	軽快 1日目	軽快後 2日目	軽快後 1日目	軽快後 2日目	発症後 5日目
出 席 停 止					
発症 有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	登校可能
出 席 停 止					
発症 有症状	有症状	有症状	有症状	軽快後 1日目	登校可能

*「軽快日」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

3 その他の学校感染症

基本的には主治医の指示に従い、療養していただくようお願いいたします。

各感染症の出席停止基準については、右表をご参照ください。

学校感染症と出席停止基準

病 名	出席停止期間の基準
第1種 ○エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○南米出血熱 ○マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎 ○ジフテリア ○痘そう ○重症急性呼吸器症候群 (SARS) ○中東呼吸器症候群 (MERS) ○特定鳥インフルエンザ	・発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで。 ・特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
○インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	・発熱した後3日を経過するまで。
○百日咳	・解熱した後5日を経過するまで。
○麻疹 (はしか)	・耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
○流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	・発熱が消失するまで。
○風しん (三日はしか)	・すべての発しんがかさぶたになるまで。
○水痘 (みずぼうそう)	・主要症状が消退した後2日を経過するまで。
○咽頭結膜熱 (プール熱)	・発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
○新型コロナウイルス感染症	＊上記の他、病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるとき。
第2種	○結核、髄膜炎菌性髄膜炎 ・病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるとき。 ○第1種または第2種の感染症患者のある家に居住する者。これらの感染症にかかっている疑いのある者。 ○第1種または第2種の感染症が発生した地域から通学する者。 ○第1種または第2種の感染症の流行地を旅行した者。 ＊上記の他、病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるとき。
第3種	○コレラ ○細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス ○パラチフス ○流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎 ◆その他の感染症 ・病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるとき。